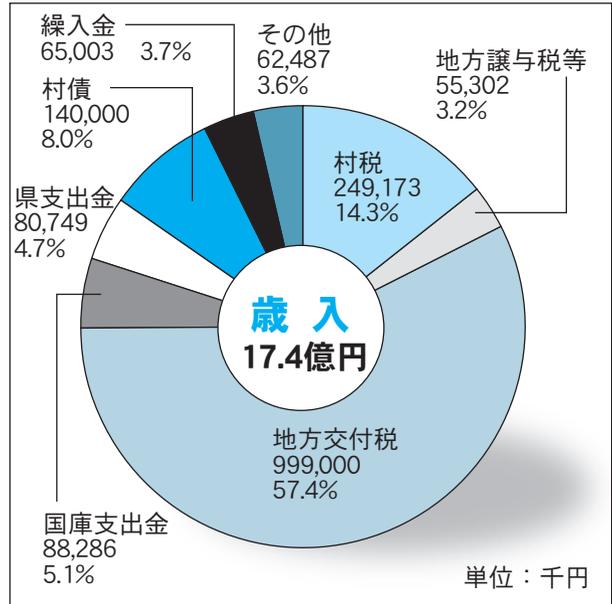
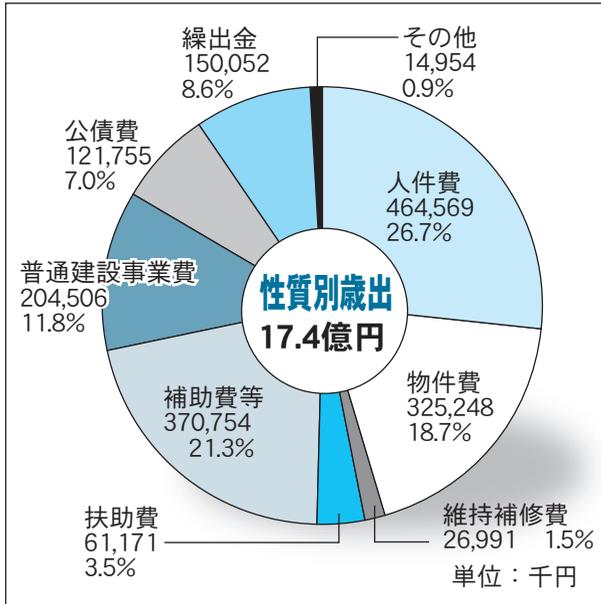


一般会計予算の状況



平成24年度の主要事業

◆子育て支援・子ども医療費無料化事業	6 3 6 万円
・ワクチン接種補助事業	4 2 7 万円
◆高齢者支援・肺炎球菌ワクチン予防接種補助事業	1 7 8 万円
◆生活・環境・村道1-2号線の橋梁架設設計事業	3, 5 0 0 万円
・「やまなみ」耐震補強工事・空調工事	2, 4 9 0 万円
◆観光・和紙の里施設整備事業	5 1 0 万円
◆防災・防災情報通信システム構築事業	1, 4 0 0 万円
◆学校・教育・東西小学校体育館耐震補強工事	4, 7 8 8 万円
中学校木質化設計事業	4 5 6 万円

基金・村債の状況

(24年度末見込額)

◆基金(貯金)	1 5 億 9, 8 0 9 万円
(前年度比1億5,539万円増)	
うち財政調整基金	1 1 億 5 9 万円
◆村債(借金)	1 6 億 2, 2 0 5 万円
特別会計を含む	
(前年度比2,764万円増)	

村の地方債(村の借入金をいう。)がどうして増えるのか? =地方交付税額の削減相当分を借入れてして財源不足を補う=

村の地方債は、議会の議決(承認)を得て、政府または金融機関等から借入れできる歳入財源です。平成14年6月、国が定めた三位一体の改革の一つに地方交付税の削減がありました。その結果、全国市町村は財政難に陥り、削減相当額の財源不足を補うため国が市町村に資金を貸付けて財源格差を埋める対策がとられました。

東秩父村の場合、地方交付税額の最高は平成9年度の12億5,000万円でありましたが、国の方針を受けて交付税は年々減り続けて、平成16年度には8億700万円となり、その減少額は4億4,300万円、率にして35.4%の減となりました。

国は地方交付税の減額があまりにも多すぎたため、市町村の行政運営に支障を及ぼすとの判断から、市町村に地方債を起させる方針を定めました。これが、臨時財政対策債という地方債です。この地方債は国の方針に沿って、原則借入れなければなりません。埼玉県の場合、64市町村はほぼ全てで借入れており、平成23年度の借入予定総額は1,075億5,600万円にものぼります。

村においても、地方交付税が大幅に減額された結果、臨時財政対策債という借入金を起し、歳入財源を確保しなければ安定した行政水準が維持できません。すべての村民の皆さんが健康で安心して暮らせる村をつくるためのお金は、それがたとえ地方債(借金)であっても予算編成上、財源が不足する場合は、不足分を補う必要があります。したがって地方債(借金)は増えていくことになります。

◎平成23年度末一般会計地方債現在高(H24.3.31)

・地方債全体額12億100万円、うち臨時財政対策債10億100万円

※元利償還金の100%が後年度に地方交付税として交付されます。

・過疎対策事業債6,800万円

※元利償還金の70%が後年度に地方交付税として交付されます。

・その他一般債等1億3,200万円

※後年度に地方交付税として交付されるものもあります。

以上のとおり、地方債全体の83.3%が臨時財政対策債です。なお、平成22年4月1日、村は過疎地域に指定されたため、最も有利な過疎対策事業債を受けて公共事業等が可能になりました。